



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ
代 表 者 代表取締役社長 大 喜 章 徳
(J A S D A Q ・ コード 7 4 9 1)
問い合わせ先 執行役員総務部長 岡 田 晃 生
電 話 番 号 0 5 2 - 2 6 3 - 8 6 5 0

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして無償にて発行すること、および金銭の払込みを伴わないストックオプション報酬として、当社取締役に新株予約権を付与することについての承認を求める議案を平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、以下記載の発行要領に基づき、対象者に対して発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社取締役および従業員を付与対象とする新株予約権については、当社普通株式 150,000 株を上限とする。

当社子会社取締役および従業員を付与対象とする新株予約権については、当社普通株式 330,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(3)新株予約権の総数

当社取締役および従業員を付与対象とする新株予約権は150個を上限とする。
当社子会社の取締役および従業員を付与対象とする新株予約権は330個を上限とする。
なお、新株予約権1個あたりの目的である株式数は1,000株とする。

(4)新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5)新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

未定。

1株あたりの行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。ただし、当該価格が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成22年1月1日から平成25年12月31日までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

(11) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）

合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議によりこれを定めるものとする。

(注 1) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会において、当社役員報酬に関する議案ならびに当社子会社の取締役および従業員に対する無償によるストックオプション発行に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(注 2) 平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会に本議案を提案する場合には、会社法の規定に則った内容に修正する場合があります。

以 上